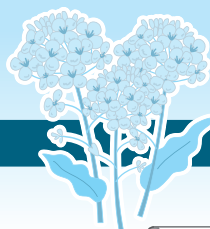


# こころをつなぐまちづくり

人権シリーズ vol.49



## 知っているつもり江戸の身分社会《その3》

先日、テレビのクイズ番組で「留置場」と「拘置所」と「刑務所」の違いは何か？という問題ができました。答えは、留置場：罪を犯した疑いのある者を拘禁する施設、拘置所：検察が罪を犯したと認めた者を裁判が終わるまで収容する施設、刑務所：懲役や禁錮などの刑に服する施設のことです。

時代劇でも小伝馬町の牢屋敷などは有名ですが、当時の牢屋は罪人の刑罰が確定するまでの「留置場」と「拘置所」の役割を果たすためのものでした。

江戸時代の庶民に対する刑罰は、重い順に概ね「死刑」(鋸挽、磔、獄門、火罪、死罪、下手人)、「追放刑」(遠島、重追放、中追放、軽追放、江戸十里四方追放、江戸払い、所払い)、「仕置(身体刑)」(入墨、敲き)、「身分刑」(非人手下、奴)、「謹慎刑」(押込、手鎖)、「財産刑」(身代限り、過料)及び「名誉刑」

(晒し、叱り)に分類されていました。

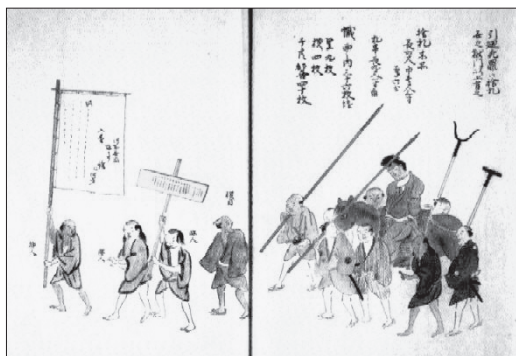
当時の刑罰は、現在に比べ大変重く、御定書百か条(公事方御定書)では殺人はもとより不義密通(現在の不倫)などでも死刑と決められていました。しかし、博奕(ギャンブル)などの仕置刑以下の軽犯罪者

については、懲役や禁錮刑(刑務所)がないので「非人手下」と呼ばれる身分刑により非人身分に落とされる場合がありました。非人という「人に非ず」と書くため浮浪者や乞食と思いがちですが、幕府に

よって「身分の者」として人別帳にも記載され、一定の保護を受けていました。そして、彼らは現在の懲役や禁錮刑ともいえる身分刑を受けていることから、罪の償いとして幕府や藩の役目を果たさなければなりません。

江戸時代を通じて幕府が一番頭を痛めていたのは、飢饉などで増加した野非人(浮浪者)などの取締りでした。幕府や藩は、長吏などを通じ各村々の出入口の番小屋に身分刑に処せられた彼らを派遣し、出入りする不審者や野非

人の排除、犯罪者の探索・逮捕や仕置など治安維持の役目を負わせました。番小屋に派遣された非人は、人別帳にも記載され村落の構成員として認められていたわけですが、与えられた役目以外に生産的労働や商売などにより収入を得ることを禁じられていました。しかし、治安や秩序維持のための役目を果たすことから派遣された村落(縄張り)の冠婚葬祭の都度、祝儀や不祝儀の一部を受け取ることを公に



▶ 罪人の引き回し(刑罪大秘録)  
前方の三人が非人身分の人たち

認められており、これによって生計を立てていました。

このことから、江戸時代の村落共同体は百姓・町人と非人身分の人たちが相互に欠かせない存在であったと考えられています。

なお、非人手下という身分刑は一種の懲役刑のようなものであったので、一定期間まじめに役目を果たせば元の身分に戻ることが出来ました。ある程度生活が保証されていたこともあってそのままの身分でいた人たちもいたようです。《つづく》

文責：生涯学習課 辻

### お知らせ

☆人権ビデオ上映会(隣保館)

テーマ：高齢者の人権

6月19日(土)午前10時～正午

☆同和問題学習会(隣保館)

テーマ：人権大会報告会

6月17日(木)午後2時～4時

問い合わせ 国東市隣保館

☎0978-68-11722